

陳 情	受 理 番 号	144	受 理 年 月 日	令和2年8月28日	付 託 委員会	都市建設 環境
件 名	議会答弁における虚偽答弁等の対応改善について					

件名 議会答弁における虚偽答弁等の対応改善について

陳情趣旨

1 市民の代表で構成される那覇市議会で、市長は議員の質問等について真摯に答弁すべきで、虚偽答弁は許されない。

陳情理由

平成28年（行ウ）第14号換地処分取消事件（以下「本件事件」という。）に係る那覇市の控訴議案について、平成30年11月臨時議会で那覇市議会は賛成多数で可決し、那覇市は控訴に至った。控訴議案に係る議会答弁で、那覇市は虚偽の事実と那覇市独自の恣意的法解釈を平然と答弁した。

本件事件は、問題発覚から最高裁まで約30年。その間に、沖縄県及び国の行政不服審査請求では、いずれも「不当裁決」であった。また、裁判の原審及び控訴審も「違法判決」であった。最高裁で那覇市の換地処分は違法と確定した。

那覇市は本件事件で虚実を作り上げ、法律解釈でも何ら解釈の争いのない定説を、自らの独自の恣意的解釈で争点とした。

本件事件は当初から争う案件でなく、他の自治体では争いになっていない。

議会答弁で虚偽答弁等があると、表決権を有する議員各位の健全な心証形成を害し、法律上、明らかに違法な事務でも容易に可決される可能性が大きい。

議会答弁における虚偽答弁等は議会の監視権能を著しく阻害することになり、議員各位は市民の代表として市民の負託に応えることは出来ない。

つきましては、本件事件を機会に、虚偽答弁等は市民の権利侵害等に繋がり、那覇市議会で虚偽答弁等はあってはならないこと、を求めるため、那覇市長に対し、上記趣旨の議決を行うことを陳情する。

議会陳情決議文（案）

件名 議会答弁における虚偽答弁等の対応改善について

那覇市議会は、市民の負託を受けた議員で構成され、市政を進める上での那覇市の意思を決めたり、市政が正しく運営されているのかをチェックする機関である。市議会の権能が効果的に発揮されるため、地方自治法は第96条で議決権及び法第100条で調査権を与えている。市議会が市政運営をチェックするためには、議員各位の議会質疑は極めて重要である。議会質疑に対する市長等の答弁に誤りがあると、議会を構成する議員各位の議会決議に至る表決の意思決定が歪められる。

このことは、市議会が議決権を適正に行使できなくなり、議会の監視機能が損なわれ、市民の負託に応えることが出来なくなる。市長等の答弁に虚偽答弁、質疑の趣旨を故意に歪めた答弁、誤った引用等の答弁はあってはならない。

今般の、「那覇市換地処分違法事件」に係る市議会の議員質疑に対し執行部の答弁に、事実と異なる答弁、議会の前後で明らかに異なる虚偽答弁、誤った引用等の答弁等があった。このことにより議員各位の議決に至る健全な意志決定が歪められた。

市長等は議会答弁等にあたって、議員各位の議会質疑等は市民の負託を受けたものであることを真摯に受け止め、虚偽答弁等がないよう真摯に誠実に答弁することを強く求める。